

2022年（令和4年）5月9日

「審理期間を限定した訴訟制度」の新設に反対する声明

新たな訴訟手続に反対する弁護士有志の会
呼びかけ人（元日弁連副会長、元事務総長 計88人）

第1 声明の趣旨

私たちは、現在、国会で審議中の民事訴訟法改正法案の381条の2ないし8に規定がある「法定審理期間訴訟手続」について、国会の審議で新たに明らかになった問題点を踏まえて、この手続の新設に改めて強く反対します。

第2 声明の理由

1 はじめに（本声明をする経緯）

私たちは、日弁連の元副会長と元事務総長の合計88人で、審理期間を限定した訴訟制度の新設に反対している全国の弁護士有志約1000人の呼びかけ人をしています。

現在、国会で審議中の民事裁判のIT化のための民事訴訟法改正法案の381条の2ないし8に「法定審理期間訴訟手続」新設の規定があります。

2022年3月以降の衆議院の法案審議において、この期間限定裁判の提案は、立法事実（必要性）、制度内容、外国法制などの調査検討が全くできておらず、訴訟制度を新設するために最低限、必要と考えられる調査・検討ができていない極めてずさんな提案であることが判明しました。また、制度の危険性や弊害も、より明白になりました。

よって、私たちは、期間限定裁判の新設について、国会の審議で明らかになった問題点を踏まえて、この手続の新設に改めて強く反対します。

2 本制度が提案された経緯

- (1) 期間限定裁判は、裁判における審理期間（主張・立証の期間）を6か月（あるいはそれ以内）に限定する訴訟手続です。当事者による主張立証が事実上、制限されますので、審理が拙速・不十分になるおそれがあり、憲法32条の「裁判を受ける権利」を侵害するおそれがあります。

外国には審理期間を限定した訴訟制度が無いことを法務大臣は国会答弁で認めるとともに、諸外国がこのような訴訟制度を設けていない理由について何らの調査をしていないことも認めました。

- (2) この期間限定裁判は、法制審に先立って行われた民事裁判手続等IT化研究会の第9回会議があった2019年4月17日に、最高裁が突然に提案したもの

が始まりです。民事裁判のIT化と関係はなく、法務大臣も具体的な諮問をしていないことを国会で認めました。

3 意見公募手続（パブリックコメント）では反対意見が多かった

(1) 法制審の民事訴訟法（IT化関係）部会（以下「法制審部会」といいます。）は、2020年6月から始まりました。日弁連は、同年6月に発表した意見書で、当時、民事裁判手続等IT化研究会の報告書において「特別な訴訟手続」という名称で呼ばれていた期間限定裁判には賛成できない旨の意見を表明しました。

(2) 法制審部会は、その後、「新たな訴訟手続」という名称で甲案と乙案を作成し、2021年2月19日に中間試案として丙案（このような制度を設けない）とともに発表し、意見公募手続（パブリックコメント）に付しました。

パブリックコメントでは、期間限定裁判に賛成する意見は、司法書士会などだけで少なく、他方、消費者団体、労働団体、各地弁護士会は、こぞって期間限定裁判の新設に反対しました。

日弁連は、2021年3月18日の意見書で、甲案と乙案について意見を述べるとともに、期間限定裁判の提案については、立法事実の精査と弊害の有無などの精査が必要であることを指摘しました。しかし、法務省で、その後、立法事実の精査と弊害の有無などの精査は行われませんでした。

4 修正案に対する多数の反対

(1) 2021年10月の法務省の修正案

期間限定裁判は、パブリックコメントで反対意見が多かったのですが、法務省は、2021年9月と10月の法制審部会で、若干の修正をした制度案を提案しました。なお、最高裁は、民事裁判のIT化と関係がない制度として、他に「和解に代わる決定」の新設も提案していましたが、これは2021年9月の部会で、事実上、提案を断念しました。

修正案は、審理途中の通常訴訟への移行申立を認め、中間試案にはなかった「判決の簡易化、部分化」を入れました。非訟手続では決定の簡易化が認められますが、この制度は国民の権利義務を判断する訴訟手続であり、判決書は、当事者間の問題を裁くだけでなく、社会の規範となるものですので、民事裁判制度の基本的な部分の改悪になります。

(2) 修正案に対して、2021年11月以降、全国の10の弁護士会が、この修正案に対して反対または慎重審議を求める会長声明を出しました。2022年2月の法制審総会において、日弁連推薦の委員は、期間限定裁判に反対する意見を表明し、民事裁判のIT化としてセットになっているため、裁決では棄権しました。

また、主要消費者関係3団体が2021年12月15日、修正案に反対する共同声明を発表しました。

さらに、各新聞は、期間限定裁判の新設に警鐘を鳴らす社説を出しました。

その後も、消費者団体、生協などの市民団体、労働団体、法曹団体など各界各層から反対する意見が出ています。「新たな訴訟手続に反対する弁護士有志の会」のブログ (<https://blog.goo.ne.jp/tokubetusoshou>) に掲載されています。

5 衆議院の審議で明らかになった事実

- (1) 新設に反対する多数の世論が出ましたが、法制審部会は、2022年1月に期間限定裁判の新設を含めた部会意見をまとめました。法制審総会は同年2月に部会意見のとおり法務大臣に答申し、政府は3月に民事訴訟法改正案を国会に提出しました。

衆議院の法務委員会は、2022年3月25日に参考人質疑を行い、参考人として山本和彦一橋大学教授、小澤吉徳日本司法書士会連合会長、別所直哉紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役社長、松森彬弁護士が意見を述べ、その後、同年4月20日に採決に至るまで審議を行いました。

国会議員の政府に対する質疑により、この訴訟制度の提案が、制度化するために必要となる基礎的な調査、検討さえしていない大変ずさんなものであることが明らかになりました。また、制度の危険性や弊害も、より明白になりました。

- (2) 衆議院の審議で次の事実が明らかになりました。
- ア 第1に、最高裁の提案のずさんさです。最高裁が期間限定裁判を提案した際に、最高裁としての文書を提出していないことが判明しました。裁判所内で作成された論文や制度内容の報告書などもなく、極めて異常というほかありません。
- イ 第2に、法務省が法制審で審議を求めるにあたり、制度の必要性の調査をしておらず、調査報告書もないことが確認されました。
- 効率化、迅速化等の目的で2003年の民訴法改正で新設された「審理計画」の制度は現在ほとんど使われていないことを法務省は認めましたが、法務省は、その制度が使われていない理由の調査をしていないことも認めました。設けた制度の調査、分析もせずに、新たな制度を十分な検討もしないまま提案していることとなります。また、福岡地裁で試行された「福岡迅速トラック」の調査、分析をしていないことも法務省は認めました。
- ウ 第3に、提案されている制度の内容や利用される見込みについて検討が全くできていないことです。議員から、「6か月の間にどの程度の期日回数を予想した制度であるか」との質問に対して、法務省は答えられないと答弁しました。人証調べが実際に行われるのかについても不明で、これでは国民のみならず訴訟代理人の弁護士も手続の判断ができません。
- エ 第4に、効果が不明です。議員から、どのくらい使われると予想しているかとの質問に対して、法務省は「分からない」と答弁するだけでした。審理期間が6か月といっても、その前と後の期間、すなわち、提訴からこの手続で6か月と決定するまでの期間と、審理終結から判決までの期間(1か月)を合計すると、通常訴訟の平均数値(提訴から裁判終了までの平均期間)である約9か月と大差がなく、これで迅速化するののかとの問いに、法務省は的確

に答えることができませんでした。この提案では、想定している事件は、事前に十分な交渉があつて、事実関係に争いがなく、契約書の文言の解釈に争いがあるような事件などとされているのですが、そのような事件は今でも比較的短期間で和解又は判決で終了しています。その指摘に対して、法務省は、個別事件の運用の結果であり、法制度にすると答えるだけです。しかし、この制度では当事者はいつでも通常訴訟への移行を申し立てることができますので、法制度化する理由が失われています。

オ 第5に、法務省は、期間限定裁判は訴訟代理人が選任されている場合でないと思われないと考えていると説明しましたが、そのように条文で規定しなかった理由について、法務部を設けている企業が当事者になるような場合は、訴訟代理人が選任されている場合と同視できるとして、期間限定裁判の使用を認めるためであると説明しました。この制度の利用を否定するかどうかの基準があいまいであるとの指摘について、法務省担当者は、基準は「適正な審理の実現を妨げると認められるとき」にあたるかどうかであり、裁判所が決めることであると答弁し、明確に答えませんでした。しかし、「訴訟代理人が選任されている場合と同視できるほどの法務部」を設けている企業が、訴訟代理人を選任せずに本人訴訟で対応することは想定できません。結局、法務省の説明は、期間限定裁判には弊害とリスクのあることは認めながら、訴訟代理人が選任されている場合に限ることを明文化せずに、裁判所の判断次第で本人訴訟でも使える抽象的な規定にしました。不誠実であり、リスク回避の制度的保障になっていません。

カ 第6に、法務省担当者は、国会で、この訴訟手続は弊害がある制度であることを認め、手当てをしたと説明したのですが、どのような弊害があるかについては調査・検討していないことも明らかになりました。法務省は、審理期間を限定する訴訟制度を外国は設けていないことを認識しており、それは裁判制度として欠点を持つと考えられていることが容易に推認できることです。その理由を調査せずに導入するのは極めて危険な手法です。

議員からは、法制度にする前に運用で試行して検証すべきではないかとの意見も出ましたが、法務省担当者は、法制度化したいとしか答えませんでした。

キ 第7に、期間限定裁判は、双方当事者の合意に基づく制度であると説明されますが、裁判途中で一方当事者は通常訴訟への移行申立ができる制度案に変更されました。その結果、期間予測できるようにするという制度目的と矛盾するものとなりました。

さらには、合意を理由もなく破棄できるというのは、基本的には民事訴訟法2条が訴訟の原則として定めている「信義」に反すると考えられます。法務省は、信義に反しないかとの指摘について明確な答えをしませんでした。信義に反するような制度にしなければ弊害とリスク回避の「手当て」ができないような制度を司法制度とすることは問題です。

ク 第8に、判決の簡易化を認めています。理由が明らかではありません。議員から、なぜ通常訴訟の判決とは異なる判決書の規定を入れているのかという問いに対して、法務省担当者は、理由の簡略化を認めるものではないと答えるだけで、規定を入れた理由について明解な答弁をしませんでした。

ケ 第9に、通常手続で行われている訴訟(現行の訴訟)においても、裁判官が当事者に期間限定裁判の使用を提案することは許されると考えていることが明らかになりました。改正法の規定は、期間限定裁判がどのような事件で使われる手続を想定しているかがあいまいで、裁判官による勧告や誘導の発生が否定できず、わが国の民事裁判の多くが審理の制限を受ける簡易訴訟になる危険があります。

(3) 衆議院法務委員会では、委員から、制度目的、必要性、制度内容などが明らかでなく、しかも弊害が想定され、提案自体に瑕疵があるとの意見が多数出ました。そして、法務委員会の採決では、立憲民主党、日本共産党の議員は、期間限定裁判の新設が含まれていることを一番の理由にして、改正民法自体に反対しました。国民民主党、日本維新の会の議員からも、期間限定裁判については、反対あるいは消極の意見が述べられました。

(4) 衆議院では4月21日に可決されましたが、参議院の法務委員会で4月28日に参考人質疑(杉山悦子一橋大学教授、小澤吉徳日本司法書士会連合会会長、国府泰道弁護士)が行われ、国府泰道弁護士は期間限定裁判の多数にわたる重大な問題を指摘しました。連休明けの5月に実質的な審議が行われる予定です。

6 結論

以上述べたとおり、衆議院の法案審議において、期間限定裁判は、立法事実(必要性)、制度内容、外国法制などの調査検討が全くできておらず、訴訟制度の提案として最低限必要となる調査・検討ができていない極めてずさんな提案であることが判明しました。また、その危険性や弊害も、より明白になりました。期間限定裁判は、憲法32条が定める裁判を受ける権利を侵害し、近代民事訴訟制度が保障している主張と立証を尽くす権利を奪い、ラフジャスティス(ずさんな審理、ずさんな判断)になる危険がある制度であって、事実を証拠で認定して人々の権利を実現するという司法の使命を果たせなくなるおそれがあります。そのような制度を訴訟手続として認めてしまうと、日本の民事司法全体に悪影響を及ぼすこととなります。

よって、私たちは、参議院の審議に際して、改めて期間限定裁判の新設について強く反対します。

以上